

## 第22 避雷設備

### 1 共通事項

避雷設備は、JIS Z 9290-3(2019)「雷保護－第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」の規格に適合するものであること。（令和6年11月29日消防危第321号）なお、適用にあたっては次の点に留意すること。（平成17年1月14日消防危第14号）

- (1) 危険物施設の保護レベルは、原則としてIとすること。ただし、雷の影響からの保護確率を考慮した合理的な方法により決定されている場合にあっては、保護レベルをIIとすることができます。
- (2) 屋外貯蔵タンクを受雷部システムとして利用することは、原則として差し支えないこと。
- (3) 消防法令上必要とされる保安設備等は内部雷保護システムの対象とし、雷に対する保護をおこなうこと。

### 2 設置対象

- (1) 指定数量の倍数が10以上の製造所（危政令第9条第2項の規定を適用するものを除く）
- (2) 指定数量の倍数が10以上の屋内貯蔵所（危政令第10条第5項の規定を適用するものを除く）
- (3) 高層倉庫の屋内貯蔵所
- (4) 指定数量の倍数が10以上の屋外タンク貯蔵所（危政令第11条第3項の規定を適用するものを除く）
- (5) 指定数量の倍数が10以上の一般取扱所（危政令第19条第2項5号から7号、第3項の規定を適用するものを除く）